

令和8年6月24日

関係 各位

始良市長寿・障害福祉課長

就労系サービスの在宅支援に関する運用基準の変更について

日頃より、本市福祉行政にご協力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、本市における在宅サービスの利用については、令和4年6月16日付けの文書記載の基準に基づき運用を行ってまいりましたが、今般下記及び別紙のとおり基準の変更を行ないました。

加えて、在宅サービス利用申請時・利用更新時に提出を求めていた理由書（相談支援事業所作成）及び申出書（改め計画書）（サービス提供事業所作成）について、本市独自の様式を作成いたしました。事務の効率化等を考慮し、可能な限り独自様式をご利用下さい。

記

＜基準の主な変更点＞

- ① 一日の連絡・助言回数 3回⇒2回 [基準(イ)]
- ② 一月あたりの利用者の通所又は支援者の訪問回数 4回⇒1回 [基準(カ)]
- ③ 在宅支援の支給決定期間 6か月⇒1年間 [基準(ク)]

＜独自様式における重要な項目＞

- ① 理由書・計画書ともに利用者の同意署名欄を設けた。
- ② 理由書において医師の意見を確認する事とした。
- ③ 理由書において利用者自身の目標記載欄を設けた。
- ④ 計画書において利用者個別の作業内容・訓練内容を確認する事とした。

＜新基準・独自様式の適用時期＞

- ① 新規（在宅支援の新規）：申請時点より適用
- ② 更新（在宅支援の更新）：新基準／R8.7.1～ ※₁
独自様式／更新時点～ ※₂

※₁更新ケースについて、新たな一日の連絡・助言回数（基準(イ)）、一月の通所又は訪問回数（基準(カ)）は、令和8年7月1日からの適用とします。

※₂これまで、6か月の更新に際しては、申請書・理由書・申出書のみで、計画（案）等の提出は求めておりませんでした。今後、各利用者の次回更新時には申請書・理由書（独自様式）・申出書（独自様式）に加え、計画（案）等一式を提出して下さい。審査の上、当該更新時点からの1年間を支給決定期間とします（受給者証の特記欄で管理していた6か月の支給期間を更新に合わせて順次廃止します）。

【問合せ先】

始良市役所 保健福祉部
長寿・障害福祉課 障害者福祉係
☎ (0995) 55-8140 (直通)

在宅サービス支給基準（改訂版）

次の（ア）から（カ）までの要件のいずれにも該当する場合であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められる者については、在宅でのサービス利用を可能（以下「在宅利用者」という。）とする。

また、在宅で就労継続支援を提供する場合には、運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記しておくこととともに、在宅で実施した訓練及び支援内容並びに訓練及び支援状況を指定権者から求められた場合には提出できるようにしておくこと。

在宅と通所による支援を組み合わせても差し支えない。

- （ア） 通所を要する事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。
- （イ） **在宅利用者の支援にあたり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援**が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。
- （ウ） 緊急時の対応ができること。
- （エ） 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- （オ） 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。
- （カ） 在宅利用者については、**原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所**により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行い、評価内容については、「在宅利用に伴う評価書兼報告書」を在宅利用の翌月10日までに作成し、市に提出すること。
- （キ） （オ）記載の週1の評価が通所により行われ、あわせて（カ）の評価等も行われた場合、（カ）の通所に置き換えて差し支えない。
- （ク） **在宅支援の支給決定期間は、サービスの趣旨を鑑みて、1年間を上限とする。**
- （ケ） モニタリングについては、在宅利用開始にあたっては当初3月の実施を要することとする。

提出書類について（改訂版）

在宅でのサービス利用にあたっては、通常計画案等に加え、特別に下記の書類の提出を要する。

<在宅サービス利用開始時>

- ・「在宅利用に係る理由書（市独自様式）」 ※担当の相談支援専門員作成
- ・「在宅支援に係る計画書（市独自様式）」 ※サービス提供事業所作成

<在宅サービス利用更新時>

- ・「在宅利用に伴う評価書兼報告書」 ※サービス提供事業所作成
（在宅サービス利用開始月～更新月分 各月提出）
- ・「在宅利用に係る理由書（市独自様式）」 ※担当の相談支援専門員作成
- ・「在宅支援に係る計画書（市独自様式）」 ※サービス提供事業所作成